

なったのは、69年3月にケルンの西部ドイツ放送協会（以下、WDRと略す）の管内で起きた学生デモ報道事件であった。この報道を知った州政府側は、あらかじめそのような動きを察知していたはずの公共放送は基本法（憲法）の「官庁の共助」に基づいて、最寄りの官庁に通報すべきだったとして激しく非難した。この発言に、WDRの内部的監督機関である管理委員会も同調したために、WDRの番組スタッフは強く反発し、番組スタッフの独立のために、69年4月、彼らの全体組織としての「編集者総会」を組織し、戦後西ドイツの放送協会では初めての「編集者綱領」草案を作成し、「編集者総会」がこれを承認した。

この「編集者綱領」は、その前文で「番組スタッフは、国家、政党、経済的・社会的利益団体から完全に独立している場合に、初めて意見の自由と情報の自由という意味での任務を果たすことができる」ことをうたい、すべての番組スタッフの共同体としての編集者総会の任務は、そのジャーナリストとしての独立性を協会の諸機関から擁護することだとしている。「編集者綱領」作成の動きは短期間に他の協会にも波及していった。

[訳語について：番組制作者を、ドイツ語では、RedakteurとかProgrammitarbeiterと表現している。後者は、番組を協同して制作する者=番組協働者の意味であるが、日本語としては成熟していないので、英訳を参考して、「番組スタッフ」という訳語を用いる、Redakteurについては、これまでの訳語である編集者と訳す。]

2. 初期の「編集者綱領」の内容

「編集者綱領」の内容は、それぞれの放送協会によって違いがあるし、同じ協会の場合でも、時期によって変化があるが、共通に含まれている原則は「番組編集の自律性」と「信条の自由の保護」それに、「情報公開の原則」である。

「信条の自由の保護」は、番組スタッフがその専門的職能を果たすまでの内面的、精神的自由の原点ともいべきもので、「いかなる番組スタッフもそのジャーナリストとしての任務を果たす場合に、自らの信条に反して行動することを強制されなければならない」という主旨のものである。

初期の「編集者綱領」で要求されている具体的

な権利は、（1）代表権、（2）聴聞および情報収集権、（3）理由開示請求権、（4）公表権、（5）拒否権、の5つにわたることができる。

- (1) 代表権：番組スタッフという職業グループの全体を編集者総会として組織し、この編集者総会が選んだ編集者委員会（編集者代表会）にその代表権を承認させる権利である。編集者総会の構成員には、一般職員だけではなく、フリーのスタッフや一定の職位までの管理職が含まれている。
- (2) 聽聞および情報収集権：番組の編集に影響を与える人事・予算・組織上の問題について決定がなされる前に、番組スタッフに知らせ、意見を聴取させる権利。
- (3) 理由開示請求権：番組が中止、変更される際に、決定者にその理由を関係スタッフに説明させる権利。
- (4) 公表権：上記（2）ないし（3）に基づいてなされた協会側の説明が、編集者総会を納得させない場合は、編集者側の見解を協会の外部で公表できる権利。
- (5) 拒否権；番組スタッフの意向に反した人事の決定を拒否する権利であるが、放送協会長の権限を侵害するとして、編集者綱領の締結の際に削除されている。

3. 放送協会側の対応

編集者綱領に対する放送協会側の公式の見解は、現行の放送組織が十分に機能していることを前提とした法解釈に立つ消極的な内容のものであった。しかし、実務の上では、組織の効率的な運営をすすめるために、協会側は、「番組スタッフに関する執務上の指示」や「参加規則」を新たに設けて、一定の範囲内で、編集者側の要求を吸い上げていった。

これらの指示や規則の中には、「信条の自由の保護」規定も含まれており、編集者側の要求を“最小限”制度化したものともいえるが、これを“上からの鎮静策”として歓迎しないスタッフも数多くいた。それは、これらの規則が、番組スタッフと協会側との間に生じた紛争を解決する手続きを編集者側に与えていなかったことにもよ